

立川市クリーンセンター運営基本方針
『たちむにいい宣言』

令和4年6月
立川市

立川市クリーンセンターの運営にあたっては、施設周辺住民はもとより市民と市が相互に理解を深め、信頼関係を醸成し、期待に応える運営を行うことが重要です。また、市の責務として、法令等を遵守することはもとより、積極的に環境を保全するために、法令規制値等に付加し、排ガスに関する厳しい自主規制値を設定し、開かれた施設運営を行うため、積極的に情報公開を行います。

立川市クリーンセンターは、市民をはじめとした多くの人々が、ごみ処理について理解を深めるきっかけとなるように、施設に気軽に立ち寄り見学ができる運営や環境学習等を通して、地域とのコミュニケーションを促進します。

市は、施設の運営開始にあたり、市が取り組む基本的な内容を「立川市クリーンセンター運営基本方針」として公表します。

1. 焼却施設の規模と運転

立川市クリーンセンターは、1日当たりの処理量が60tの焼却炉を2基備え、24時間稼働し、ごみを焼却します。

2. 処理対象ごみ

立川市クリーンセンターでは、立川市民が排出した燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ及び立川市総合リサイクルセンターから排出される処理残さを焼却します。

3. 自主規制値の遵守

立川市クリーンセンターは、排ガスを、下表のとおり、法令規制値等よりも厳しい自主規制値により、施設を運転管理します。

立川市クリーンセンターにおける排ガスの自主規制値

	単位	自主規制値	〈参考〉法令規制値等
ばいじん	g/m ³ N	0.005 以下	0.08 以下
塩化水素 (HC l)	ppm	10 以下	約 430 以下
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	10 以下	約 890 以下
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	40 以下	250 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.01 以下	1.0 以下
水銀	mg/m ³ N	0.03 以下	0.03 以下

4. 運営情報の提供

1) 情報公開

焼却炉の運転状況及び排ガスの測定結果は、公害監視盤を敷地内に設置して常時提供するほか、立川市及び運営事業者のホームページ等により公開します。

2) 事業報告

毎年、立川市クリーンセンターの事業に関する説明会を開催し、前年度の事業実績を報告するとともに、年間の事業計画を説明します。事業計画では、施設の運転計画、敷地の管理計画、ごみ収集車等の車輛の運行計画を明らかにします。

5. 緊急時の措置

1) 自主規制値超過時の措置

(1) 運転の停止

排ガスについて、測定値が自主規制値を超過した場合は焼却炉の運転を停止します。

(2) 運転の再開

自主規制値の超過に対する適切な措置を講じ、安全性が確認されたのち、運転を再開します。

(3) 情報提供

運転の停止、講じた措置、運転再開については立川市及び運営事業者のホームページ等により公表します。

2) 危機事案発生時の措置

(1) 対応

立川市クリーンセンター周辺に影響が生じないように、直ちに適切な措置を講じます。

(2) 再発防止

危機事案の発生原因を究明し、再発防止措置を講じます。

(3) 情報提供

周辺に影響が生じるような危機事案については、立川市及び運営事業者のホームページ等により、危機事案の発生・終息・再発防止策までを遅滞なく情報発信します。

6. 環境学習の推進

立川市クリーンセンターは、気軽に立ち寄れる施設運営やクリーンセンターを訪れる契機となるイベントの開催により、施設の役割や仕組み、ごみの収集から最終処分までのごみ処理、施設における環境配慮など、環境学習を推進します。

7. ごみ処理広域支援

立川市クリーンセンターは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援、または、その他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れ、その処理に協力します。その処理に協力する場合は、事前に周辺地域住民に説明を行います。

8. 情報交換等

立川市クリーンセンターの運営に関する意見、情報提供を受けるための体制を整えます。